

宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項  
(インフレスライド条項) 運用マニュアル

令和元年7月  
(令和5年2月改正)

宇 佐 市

## はじめに

本資料は、宇佐市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）について、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、行財政経営課と必要に応じ相談等を行い円滑な執行に努められたい。

## 1. 適用対象工事

(1) 約款第25条第6項の請求は、2.(3)に定める残工期が2.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。

(2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準や物価水準（以下「賃金水準等」という。）の変更がなされた時とする。

### 宇佐市公共工事請負契約約款より抜粋

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

・全スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項 目		全体スライド (約款第25条第1項から第4項)	単品スライド (約款第25条第5項)	インフレスライド (約款第25条第6項)
適 用 対 象 工 事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事	すべての工事 ただし、基準日以降、 残工期が2ヶ月以上あ る工事
請 負 額 変 更 の 方 法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月 経過した基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を 除く全ての資材(鋼材類、燃料油 類、ｺﾝｸﾘｰﾄ類等)	基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単 価等
	受 発 注 者 の 負 担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はイン フレスライドと併用の場合、全体 スライド又はインフレスライド 適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (約款29条「天災不 可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最少 限度額必要な利益まで 損なわないよう定めら れた「1%」を採用。)
	再 ス ラ イ ド	可能 (全体スライド又はインフレス ライド適用後、12ヶ月経過後に 適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分 を除いた工期内すべての資材を 対象に、精算変更契約後にスライ ド額を算出するため、再スライド の必要がない)	可能

## 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

遡りは認めないこととする。

### ・ 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準等の変更から、次の賃金水準等の変更がなされるまでとする。

- スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行ったうえで、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

- スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

- 実施フローについて

別紙1「宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

## 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

←-----\*-----→

**【事例】** 工事期間 (開始日) (基準日) 2カ月以上の残工期 (履行期限)  
 契約金額 金100,000,000円 (控除した額 金40,000,000円)  
 (出来形部分 金60,000,000円) 控除した額 × 1/100…を超える額

- ※ 基準日における完成した部分（いわゆる出来形部分）の設計書を作成しなければならない。
- ※ 全体設計書から出来形部分の設計書を控除した額の把握・・・(P<sub>1</sub>)
- ※ 残りの工事部分について新しい単価を用いて積算を行い、設計書を作成しなければならない・・・(P<sub>2</sub>)
- ※ 発注者は、請求日（＝基準日）から14日以内に出来高確認を行なわなければならない。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S<sub>増</sub>、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S<sub>増</sub>：増額スライド額

P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相應する額

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S<sub>減</sub>、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S<sub>減</sub>：減額スライド額

P<sub>1</sub>：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub>：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相應する額

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## ・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、約款第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた「100分の1」としている。

### 宇佐市公共工事請負契約約款より抜粋

#### (不可抗力による損害)

**第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等**（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項又は第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

- 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積もりに多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- 複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。

なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5. 出来高数量の確認

- (1) 出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示され実施している工事量については、出来形部分に含めるものとする。

### ・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とする。

なお、宇佐市が発注した工事の執行にあたっては、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、受注者に「工事出来高内訳書」及び出来高の根拠資料の提出を求め、これにより数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。

スライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

### ・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

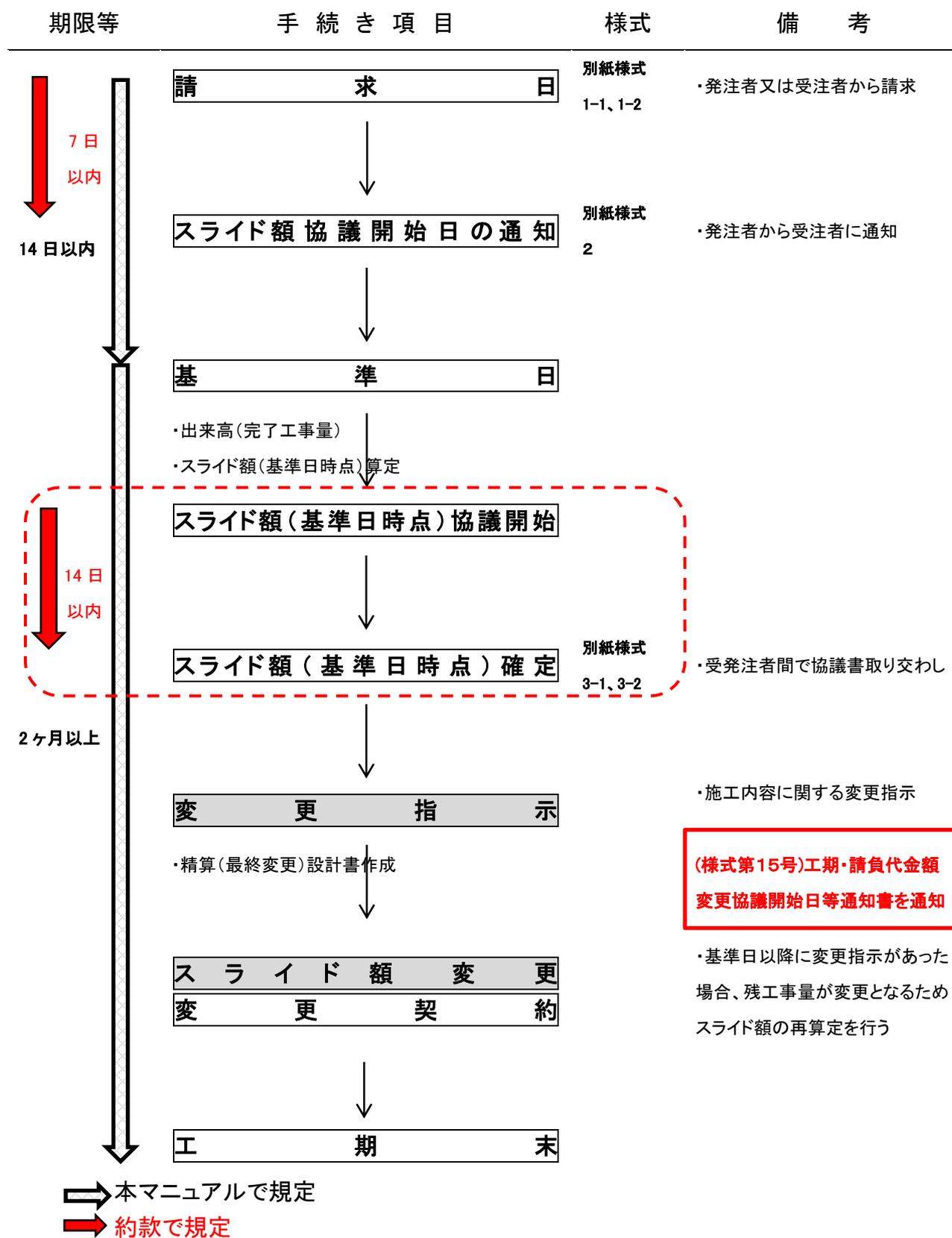
- 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積もりに多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行う。

宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項に伴う実施フロー



[受注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇佐市長 殿

受注者 〇〇建設(株)

代表者名 〇〇 〇〇(印)

宇佐市公共工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について (請求)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、宇佐市公共工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 . . . 遡りは認めない
4. 施 工 場 所 宇佐市〇〇〇
5. 変更請求概算額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
6. 概算残工事請負代金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※ 6. 概算残工事請負代金額とは、1. 請負代金額から 3. 希望基準日における  
出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名 〇〇 〇〇 殿

宇佐市長



宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 請負代金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2. 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から  
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 . . . 遡りは認めない
4. 施 工 場 所 宇佐市〇〇〇
5. 変更請求概算額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
6. 概算残工事請負代金額 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※ 6. 概算残工事請負代金額とは、1. 請負代金額から 3. 希望基準日における  
出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。



令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名 〇〇 〇〇 殿

宇佐市長



宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ承諾書(別紙様式3-3)へ記名押印のうえ提出願います。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更金額 (増・減) 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇, 〇〇〇円
3. 基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

受注者 〇〇建設(株)  
代表者名 〇〇 〇〇 殿

宇佐市長



宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった宇佐市公共工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 **スライド額が対象工事費の1%を超えないため**

承 諾 書

工 事 名 ○○○○○○○○○工事

令和○○年○○月○○日付けで協議のありました上記工事の宇佐市公共工事請負契約約款第25条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので承諾します。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○○○○工事

2. スライド変更金額 (増・減) 金○○, ○○○, ○○○円  
うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 金○○○, ○○○円

3. 基 準 日 令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

受注者 ○○建設(株)  
住 所 ○○○○○○○○  
代表者名 ○○ ○○ 印

宇佐市長 殿

## ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
請 負 代 金 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(消費税含まず)
	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(消費税含む) (A)
設 計 書 金 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(消費税含まず)
	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(消費税含む) (C)
工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
基 準 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
出 来 高 額	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(税抜き) (B)
残 工 事 額 ( P <sub>1</sub> ) (A-B)	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(税抜き)
変 更 残 工 事 額 ( P <sub>2</sub> )	金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円(税抜き)

$$\text{変更残工事額}(P_2) = \text{残工事設計価格} \times \frac{\text{請負代金額(消費税含む)}(A)}{\text{設計書全額(消費税含む)}(C)}$$





(受注者)

商号又は名称 〇〇建設(株)  
代表者氏名 〇〇 〇〇 殿

(発注者)

宇佐市長



## 工期・請負代金額変更協議開始日等通知書

令和00年00月00日契約締結した 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について、工期・請負代金額を下記のとおり変更したいので、宇佐市公共工事契約約款第23条第2項及び第24条第2項の規定により通知します。  
なお、協議内容承諾のときは、令和00年00月00日までに変更契約書を提出してください。

### 記

#### 1. 変更の内容

**約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更による。**

#### 2. 工期及び請負代金額

の変更協議開始日 令和00年00月00日

#### 3. 協議内容

① 工期(完成期限) 令和00年00月00日を令和00年00月00日とする。

② 請負代金額の

増(減)額 金00,000,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金00,000円)

**なお、請負代金額の変更は、令和00年00月00日付け、(別紙様式3-3)承諾書の 2. スライド変更金額に記載の約款第25条第7項によるスライド協議変更額とする。**

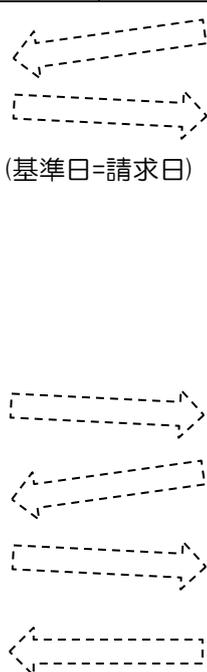
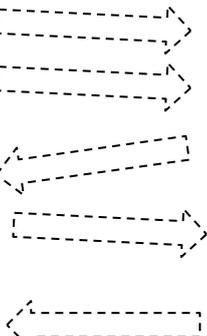
参考 約款の条項の別、工期・請負代金額の別及びその表示部分については、不要なものを抹消して使用する。

## 約款第25条第6項に基づく賃金等の変動が発生した場合

約款第25条第6項に基づく賃金等の変動が生じた場合、遅滞なく発注者から受注者に書面にて協議を行うものとする。

この協議に用いる書面は、「工事打合せ簿（様式第2号（第6条関係）」を使用するものとし、請求を行うか否かの回答を書面にて回答する。

ただし、発注者が請求行為を行う場合については、本運用マニュアルに従って「（別紙様式 1-2）請負代金額の変更請求」にて受注者に対し請求を行うものとする。

（受信者の場合）発注者		（発信者の場合）受注者
<p>（別紙様式 2）協議の開始日通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準日前の出来高確認</li> <li>・ 残工事分の最新単価による積算</li> <li>・ 基準日前の積算との差額を算出</li> </ul> <p>（別紙様式 4-1）スライド調書の作成 （別紙様式 4-2）増額スライド用の作成</p> <p>（別紙様式 3-1）変更請負代金額の協議</p> <p><b>（様式第15号）工期・請負代金額 変更協議開始日等通知書</b> を通知</p> <p><b>契約の締結</b></p>	 <p>（基準日=請求日）</p>	<p>（別紙様式 1-1）請負代金額の変更請求</p> <p>・ 変更請負代金額の確認</p> <p>（別紙様式 3-3）変更請負代金額協議 への承諾</p> <p><b>変更契約書の作成・提出</b></p>
（発信者の場合）発注者		（受信者の場合）受注者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残工事分の最新単価による積算</li> <li>・ 基準日前の積算との差額を算出</li> </ul> <p>（別紙様式 4-1）スライド調書の作成 （別紙様式 4-2）増額スライド用の作成</p> <p>（別紙様式 1-2）請負代金額の変更請求 （別紙様式 2）協議の開始日通知 （基準日=請求日）</p> <p><b>（様式第15号）工期・請負代金額 変更協議開始日等通知書</b> を通知</p> <p><b>契約の締結</b></p>		<p>・ 変更請負代金額の確認</p> <p>（別紙様式 3-3）変更請負代金額協議 への承諾</p> <p><b>変更契約書の作成・提出</b></p>

